

## 命 令 書 (写)

平成17年(不再)第29号事件

再 審 査 申 立 人 株式会社モリタ

平成17年(不再)第30号事件

再 審 査 申 立 人 株式会社モリタエコノス

平成17年(不再)第29号事件

平成17年(不再)第30号事件 大阪地域合同労働組合

再 審 査 被 申 立 人

同 大阪地域合同労働組合モリタ管理職ユニオン分会

### 主 文

I 初審命令主文を次のとおり変更する。

1 初審命令主文第2項を次のとおり変更する。

2 中労委平成17年（不再）第29号事件再審査申立人株式会社モリタは、中労委平成17年（不再）第29号事件・中労委平成17年（不再）第30号事件再審査被申立人大阪地域合同労働組合及び同大阪地域合同労働組合モリタ管理職ユニオン分会に対して、本命令書受領の日から1週間以内に、下記内容の文書を交付しなければならない。

記

年 月 日

大阪地域合同労働組合

執行委員長 B 様

大阪地域合同労働組合モリタ管理職ユニオン分会

分会長 I 様

株式会社モリタ

代表取締役 D

当社が、貴分会の使用する組合事務所等を貸与しなかったこと（労働組合法第7条第3号）及び会社分割を議題とする団体交渉において株式会社モリタエコノスの収益見込み等に関する説明を尽くさなかったこと（同法第7条第2号）は、中央労働委員会において、不当労働行為であると認められました。当社は、このことを誠実に受け止めるものです。

2 初審命令主文第2項の次に、第3項として次のとおり加える。

3 中労委平成17年（不再）第30号事件再審査申立人株式会社モリタエコノスを被申立人とする不誠実団体交渉に係る中労委平成17年（不再）第29号事件・中労委平成17年（不再）第30号事件再審査被申立人大阪地域合同労働組合及び同大阪地域合同労働組合モリタ管理職ユニオン分会の救済申立てを却下する。

II 中労委平成17年（不再）第29号事件再審査申立人株式会社モリタの本

件再審査申立て及び中労委平成17年（不再）第30号事件再審査申立人株式会社モリタエコノスのその余の本件再審査申立てを棄却する。

## 理 由

### 第1 事案の概要

- 1 本件は、中労委平成17年（不再）第29号事件再審査申立人株式会社モリタが、①従前から、申立外組合に組合事務所及び組合掲示板（以下「組合事務所等」という。）を貸与しているながら、平成15年3月11日付けで中労委平成17年（不再）第29号事件・中労委平成17年（不再）第30号事件再審査被申立人大阪地域合同労働組合（以下「組合」という。）及び同大阪地域合同労働組合モリタ管理職ユニオン分会（以下「分会」といい、組合と分会を併せて「組合等」という。）から要求のあった組合事務所等の貸与に応じなかったこと（労働組合法第7条第3号）、②平成15年7月7日付けで分会に対して協議を申し入れた（平成17年法律第87号による改正前の「会社の分割に伴う労働契約の承継等に関する法律」（以下「労働契約承継法」という。）第7条）同社のエコノス事業部門に関する営業（なお、分会員は、全員が同事業部門に関する営業に従事していた。）の平成15年10月1日付け新設分割（平成13年法律第41号による改正前の商法第373条、第374条の6。以下「本件会社分割」という。）を議題として行われた組合等との団体交渉において、誠実に対応しなかったこと（労働組合法第7条第2号）が不当労働行為に当たるとして、組合が平成15年8月8日に、分会が同年9月26日に、それぞれ大阪府労働委員会（以下「大阪府労委」という。）に救済を申し立てた事件である。

なお、平成15年10月1日、本件会社分割が行われ（以下、便宜上、本件会社分割前の中労委平成17年（不再）第29号事件再審査申立人株式会社モリタを「旧モリタ」、本件会社分割後の同社を「新モリタ」という。）、中労委平成17年（不再）第30号事件再審査申立人株式会社モリタエコノス（以下「エコノス」という。）が設立されたことに伴い、分会員全員は同日付けでエコノスに移籍した。組合等は、平成15年10月17日に、大阪府労委に対して、エコノスを本件の当事者として追加するよう申し立て、これを受けて、大阪府労委は、同年11月11日に、エコノスを当事者として追加することを決定した。

2 初審における請求する救済の内容は、要旨次のとおりである。

(1) エコノスによる組合事務所等の貸与

(2) 新モリタ及びエコノスによる本件会社分割に伴う分会員の労働条件に関する誠実団体交渉応諾

(3) 新モリタ及びエコノスによる文書手交及び掲示（旧モリタによる組合事務所等の不貸与及び不誠実団体交渉に関して）

3 大阪府労委は、平成17年2月23日に、上記1の①及び②はいずれも不当労働行為に当たると判断し、エコノスによる組合事務所等の貸与に関する組合等との誠実協議及び分会への組合事務所等の貸与（上記2（1））並びに新モリタ及びエコノスによる文書手交（同（3））を命じることを決定し、同年3月30日に、命令書を交付した。これを不服として、新モリタ及びエコノスは、同年4月12日に、それぞれ再審査を申し立てた。

## 第2 当事者の主張の要旨

当事者の主張の要旨は、次のとおり再審査における主張を付加するほかは、初審命令書理由第2に記載のとおりであるから、これを引用する。

1 新モリタ及びエコノスの主張

(1) 組合事務所等の貸与について

ア 初審命令は、初審命令書理由第4の1(1)アにおいて、「組合事務所等の貸与に関する組合等と旧モリタの団体交渉における協議の状況を踏まえると、旧モリタの対応は、単に応じられないと返答したにすぎず、貸与の可否について真摯に検討する姿勢を欠いていた」旨述べる。

しかしながら、旧モリタが分会の当事者性に関する疑義・問題点(分会規約及び分会員名簿の不開示、分会の交渉権の不存在、分会の構成員が管理職であること等)について組合等に対して明確に示さなかったのは、かかる言動が組合等への支配介入となるのではないかと危惧したことによるものであり、少なくとも旧モリタにおいて「真摯に検討する姿勢に欠けていた」ものではない。しかも、旧モリタは、大阪府労委のあっせん(平成15年7月4日)において、上記疑義・問題点を明確に指摘している。

イ 初審命令は、初審命令書理由第4の1(1)イにおいて、「旧モリタが団体交渉において、分会の交渉権の不存在について組合事務所等の貸与に当たって問題であると指摘したと認めるに足りる疎明はない」旨述べる。

しかしながら、上記アのとおり、旧モリタは、大阪府労委のあっせんにおいて、分会の当事者性に関する疑義・問題点を明確に指摘しており、初審命令が旧モリタの対応をみるに、ことさら団体交渉時のみを取り上げるのは疑問である。

ウ 初審命令は、初審命令書理由第4の1(1)ウにおいて、「旧モリタは、団体交渉において、八尾工場内に組合事務所として貸与可能な場所がないと主張したことはない」旨述べる。

しかしながら、組合等との団体交渉においては、組合事務所等貸与

の可否についての議論に終始したため、貸与場所の議論にまで及ばなかったものにすぎない。

エ 初審命令は、初審命令書理由第4の1（1）ウにおいて、組合等申請証人が審問で例示した貸与の候補場所について、エコノスが大阪府労委あて報告書において将来使用予定であるなどと反論したことに関して、「その用途は休養室等であり、当面の必要性が高いとはいえない」旨述べる。

しかしながら、根拠のない一方的判断である。ちなみに、エコノスが貸与場所のないことを理由に貸与を拒否した事実はない。

#### （2）本件会社分割を議題とする団体交渉について

初審命令は、初審命令書理由第4の1（2）オにおいて、「旧モリタは、組合等が第4回の団体交渉において、本件方針文書に記載されたエコノスの経常利益の見込み額についてその根拠を示すよう要求したのに対して、そこまで回答する必要がないなどとしてこれを拒否し、単にエコノス事業部門における50億円弱の借入金为新モリタに引き継がれ、エコノスの金利負担が約6000万円減少すると述べただけであった」旨述べる。

しかしながら、エコノスの将来の経営見込みについては、上記第4回の団体交渉における旧モリタの説明に対して、「組合等は、エコノスの経営が成り立つよう考えてくれればよいと発言し、エコノスの将来を文書で保障することを求めた」（初審命令書理由第3の4（7）第3段落）が、組合等からさらなる説明要求はなかったものであり、初審命令の指摘するような重要な論点にはなっていなかった。組合等が執拗に求めたのは「雇用保障の文書化」にすぎない。ちなみに、旧モリタが第4回の団体交渉までにおいて、組合等の要求に答えられなかったのは、分割計画書とエコノスへの承継資産に関する確定数字の提供にすぎない。

### (3) 本件救済命令の名あて人について

初審命令は、初審命令書理由第4の2において、「旧モリタと新モリタの法人としての継続性に加えて、労働契約承継法第6条の規定の趣旨を勘案すると、本件において新モリタの被申立人適格を認めるのが相当である」旨判断する。

しかしながら、同法第6条第3項の規定は、①分割会社は分割後も労働協約の当事者たる地位にとどまり、②当該労働組合の組合員に係る労働契約が設立会社に承継されるときは、当該設立会社は当該労働協約と同一の内容を有する労働協約の当事者たる地位に立つことを定めているにすぎないものであり、分割会社が設立会社に移籍した労働者との間で、当然に使用者たる地位に立つことを意味するものではない。しかも、本件の場合には、分会員全員がエコノスに移籍しているのであるから、旧モリタの使用者性が新モリタに存続するとの解釈は許されない。仮に旧モリタの不当労働行為が成立するならば、本件会社分割という部分的包括承継により分会員全員の労働契約を承継したエコノスに対してのみ、命令を発すべきである。

## 2 組合等の主張

新モリタ及びエコノスは、本件再審査において、若干の書証を提出したものの、証人等の申請は行わず、基本的な立証構造が初審段階と異ならない以上、初審命令は維持されるべきである。

## 第3 当委員会の認定した事実

当委員会の認定した事実は、次のとおり改めるほかは、初審命令書理由第3に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、引用する部分中「本件審問」を「本件初審審問」と、「当委員会」を「大阪府労委」と読み替える。

1 2 (2) の第3段落を次のとおりに改める。

「なお、この文書は、上記の連名18名のうち、下記(4)の分会の結成により分会長となる C (以下「C 分会長」という。なお、本件初審審問終了後、分会長は I に交替している。)などエコノス事業部の八尾工場に勤務する者9名が中心になって作成した。」

2 3 (2) 中「なお、その後の団交においても、旧モリタは八尾工場内には貸与可能な場所がないと主張したことはなかった。」を削る。

3 3 (5) の末尾に次のとおり加える。

「なお、この期日において、旧モリタは、分会の当事者性に疑義・問題点があるとして、分会規約及び分会員名簿の不開示、分会の交渉権の不存在、分会の構成員が管理職であること等を指摘した。」

4 4 (3) の末尾に次のとおり加える。

「なお、分会と旧モリタの間に、労働協約は締結されていなかった。」

5 4 (4) の第2段落中「本件会社分割の手順を確認したいとして、基本方針の開示を求めた。」を「本件会社分割に伴う組合等との協議手続について確認を求め、」に改める。

6 4 (7) の第3段落を次のとおりに改める。

「次に、組合等が経常利益の見込みの根拠を示すよう求めたのに対し、旧モリタは、内訳などについては回答できないし、そこまでは必要ないと考える、約47億5000万円の借入金新モリタに引き継がれることによりエコノスの金利負担は約6000万円減少するのだから、エコノスの経費増加分は吸収できると考えている旨の返答をした。また、エコノスに引き継がれる資産の詳細を明らかにするようとの組合等の要求に対しては、資産の評価額は平成15年9月30日に確定すると答え

た。組合等は、「評価額が確定したら資産の内容、金額等を見せてくれるのか。分割計画書も見せてほしい。」などと述べたところ、旧モリタは、「考える。信用してほしい。」と返答した。組合等は、「新モリタがエコノスの運営に協力すると約束してくれれば安心できる。貸工場になるわけだから。」などと発言し、エコノスの将来を文書で保障することを求めた。旧モリタは、文書化は難しい、本件会社分割によりエコノスを倒産させるなどということは考えられないと述べたので、組合等はそれを文書化することを求めたが、旧モリタは応じられない旨回答した。」

7 4 (8) の末尾に次のとおり加える。

「この分割計画書には、①旧モリタのエコノス事業部門に関する営業をエコノスに承継させる、②本件会社分割の際に発行するエコノスの株式は、すべて新モリタに割り当てる、③エコノス事業部門に関する営業に属する固定資産のうち、機械装置、器具等はエコノスが承継し、土地及び建物は新モリタに帰属する、④エコノス事業部門に関する営業に従事する従業員との間の労働契約は、本件会社分割の期日をもってエコノスに承継される、⑤本件会社分割の期日は、平成15年10月1日とする旨等が規定されていた。」

8 4 (12) を次のとおりに改める。

「平成15年10月1日、本件会社分割が行われ、エコノスが設立された。これに伴い、旧モリタのエコノス事業部門に関する営業に従事していた従業員（分会員全員を含む。）は、エコノスに移籍した。なお、エコノスは、八尾工場の土地及び建物を新モリタから賃借している。」

9 4の次に、次のとおり加える。

「5 初審命令交付（平成17年3月30日）後の労使事情

初審命令交付後、組合等は、「大阪府労働委員会の命令に伴う紛議の解決について」を議題とする団体交渉の開催を申し入れ、平成17年4月7日から同年9月5日までに、新モリタ及びエコノスとの間で、4回にわたって団体交渉が開催された。

上記団体交渉の冒頭において、組合等は、「新モリタ及びエコノスは、初審命令の交付を受けて謝罪すべきだ」と主張し、これに対し、新モリタ及びエコノスは、本件再審査を申し立てる旨述べた。

その後、組合事務所等の貸与に関しては、新モリタ及びエコノスは、貸与の条件として、分会員名簿の開示等を求めたが、組合等はこれに応じなかった。なお、エコノスは、本件再審査結審時（平成18年2月3日）までにおいて、組合事務所等の貸与に応じていない。

また、本件会社分割に関しては、新モリタ及びエコノスは、新モリタを発出人とする回答書を提出するなどして、エコノスの平成15、16年度の財務諸表を提示したほか、承継資産の内容、同17年度の収益見込み等について説明している。」

#### 第4 当委員会の判断

##### 1 不当労働行為の成否

###### (1) 組合事務所等の貸与について

当委員会も、旧モリタが組合事務所等を別組合には貸与しながら、分会には貸与しなかったことに合理的な理由はなく、かかる行為は労働組合法第7条第3号の不当労働行為に当たると判断する。その理由は、次のとおり、初審命令の判断（初審命令書理由第4の1）を訂正し、当委

員会の判断を付加するほかは、初審命令の判断のとおりであるから、これを引用する。

ア 初審命令の判断の訂正

初審命令書理由第4の1（1）ウを削り、同エをウに繰り上げる。

イ 当委員会の判断の付加

（ア）新モリタ及びエコノスは、初審命令書理由第4の1（1）アに関して、「旧モリタが分会の当事者性に関する疑義・問題点（分会規約及び分会員名簿の不開示、分会の交渉権の不存在、分会の構成員が管理職であること等）について組合等に対して明確に示さなかったのは、かかる言動が組合等への支配介入となるのではないかと危惧したことによるものである」旨主張する。

しかしながら、上記のような言動が直ちに支配介入となるものではない。また、前記第3でその一部を改めて引用した初審命令書理由第3（以下「初審第3」という。）の3（1）ないし（5）（前記第3の2及び3）認定のとおり、旧モリタは、大阪府労委のあっせん期日（平成15年7月4日）前に行われた4回の団体交渉（平成15年3月26日ないし同年5月8日）において、「平等の原則は理解できるが、分会との労使関係は始まって間がなく、改めて協議する」としながらも、結局、何ら具体的な理由を示すことなく「貸与は困難である」としか回答しなかったものであることからすれば、上記主張は、本件不当労働行為の成否を左右するものでなく、採用できない。

（イ）新モリタ及びエコノスは、初審命令書理由第4の1（1）イに関して、「旧モリタは、大阪府労委のあっせん（平成15年7月4日）において、分会の当事者性に関する疑義・問題点を明確に指摘しており、初審命令が旧モリタの対応をみるに、ことさら団体交渉時の

みを取り上げるのは疑問である」旨主張する。

しかしながら、上記あっせんにおける経過は、本件不当労働行為の成否を左右するものではないから、上記主張は採用できない。

(ウ) 新モリタ及びエコノスは、初審命令書理由第4の1(1)ウに関して、縷々主張する。

しかしながら、新モリタ及びエコノスは、旧モリタが組合事務所等を分会に貸与しなかったことに正当な理由があるとして主張するのは、「分会との信頼関係の欠如(分会の当事者性に関する疑義・問題)」ということのみで、貸与可能な場所がないという主張は一切していないのであるから、貸与可能な場所の有無に関しては、判断するまでもない。

(2) 本件会社分割を議題とする団体交渉について

当委員会も、本件会社分割を議題とする組合等との団体交渉における旧モリタの対応は、組合等の理解が得られるよう十分説明を尽くしたとはいえず、かかる不誠実な対応は労働組合法第7条第2号の不当労働行為に当たると判断する。その理由は、次のとおりである。

ア まず、本件会社分割に至る経緯についてみると、初審第3の4(1)認定のとおり、旧モリタは、平成13年10月1日に、長期にわたり業績不振の旧エコノスの救済策として本件吸収合併を行ったばかりであるのに、そのわずか約1年9か月後の平成15年7月7日までに、安定的な収益確保のめどが立ったとして当該環境関連事業(エコノス事業部門)を分割して本件会社分割を行うとの方針を決定した。

しかし、同2(1)認定のように、旧モリタが平成15年4月から実施を予定した役職定年制度の当初案には、該当者の月給の固定給部分を15%ないし25%引き下げることが盛り込まれていた(当該制度は経費削減策としての側面を有する)。

上記経緯を勘案すると、分会員らは、本件会社分割後も当面の労働条件は変更なく雇用がエコノスに引き継がれるとしても、将来の労働条件の引下げや人員整理などが懸念される状況下にあったものとみられる。

イ 一方、団体交渉開始前に旧モリタが本件会社分割に関して組合等に説明した内容をみると、初審第3の4（1）及び（2）認定のとおり、本件方針文書等において、①安定的な収益確保のめどが立ったので、グループ経営を行うため本件会社分割を実施する、②エコノス事業部門（旧エコノス）の47億5000万円の借入金債務は、新モリタが承継する、③エコノスの運転資金は新モリタが融資することなどが示されていた。しかしながら、本件方針文書等では、安定的な収益確保のめどが立ったというが、エコノスの経営見込みについて、47億5000万円の借入金債務は新モリタが承継することのほかは、エコノスの経常利益について、平成14年度は2億6600万円（エコノス事業部門）の実績があり、同15年度は4億4000万円、同16年度は4億5000万円が見込まれるというだけで、その根拠は全く示されていなかった。

ウ したがって、分会員らはエコノスの将来性や採算性に関して強い関心を寄せざるを得なかったというべきであり、旧モリタは、団体交渉において、本件会社分割後のエコノスの収益見込みに関して、必要な資料を提示するなどして、将来の労働条件、とりわけ雇用の問題に関する組合等の不安を軽減し、理解が得られるよう説明を尽くすことが求められていたといえることができる。

エ ところが、4回の団体交渉（平成15年7月10日ないし同年7月30日）におけるやり取りは、初審第3の4（3）ないし（7）（前記第3の4ないし6）認定のとおりであった。

まず、新モリタによる経営支援や雇用保障に関しては、組合等が新モリタに将来にわたってエコノスの順調な経営を支援するよう求めたのに対し、旧モリタは、①第2回の団体交渉において、設備投資等は新モリタがグループ全体をみて最適配分を考えながら行う予定であり、順調な経営が成り立つと判断していると述べ、②第3回、第4回の団体交渉において、エコノスはあくまでも独立会社として努力することにより将来にわたり存続し、発展しうると考えている旨回答した。また、組合等が新モリタに将来にわたってエコノスの従業員の雇用を保障するよう検討を求めたのに対し、旧モリタは、①第2回の団体交渉において、清算した子会社の従業員の雇用を保障した過去の例を挙げながらも、将来の変化は予測できないので将来に向けての保障はできない旨回答し、②第3回、第4回の団体交渉においても同様の回答を繰り返していた。

次に、エコノスの収益見込みに関しては、次のとおりである。すなわち、

組合等は、①第1回の団体交渉において財務諸表の開示を求め、②第3回の団体交渉において、本件会社分割に伴う数値資料の提示のない説明では従業員の不安を取り除けないとして、貸借対照表その他の具体的な会計数字のわかる資料や、会社分割計画書と検討資料の交付を要求し、③第4回の団体交渉において、本件方針文書に記載された経常利益の見込みについての根拠や、エコノスの承継する資産の内容を具体的に明らかにするように求めていた。これに対して、旧モリタが第4回の団体交渉において分会あてに交付した書面の内容は、団体交渉開始前に交付された本件方針文書等の内容とほとんど変わらない内容が記載されていたにすぎず、組合等の説明要求に対応したものとはいえない。とりわけ、組合等が最も関心を持っていたとみられる本

件会社分割後のエコノスの経常利益の見込みについて、組合等が第4回の団体交渉において、その根拠を示すよう要求したのに対し、旧モリタは、内訳などは回答できないし、そこまで回答する必要がない旨述べて説明を拒否し、単に47億5000万円の借入金債務が新モリタに引き継がれ、エコノスの金利負担が約6000万円減少すると返答するだけであった。

以上のような旧モリタの対応は、到底組合等が抱いていた本件会社分割後のエコノスの経営に対する懸念と雇用不安を軽減し、理解を得られるよう説明を尽くしたものとはいえない。

オ 新モリタ及びエコノスは、上記エに関して、「エコノスの将来の経営見込みについては、第4回の団体交渉における旧モリタの説明に対して、組合等は、エコノスの経営が成り立つよう考えてくれればよいと発言し、エコノスの将来を文書で保障することを求めたが、組合等からさらなる説明要求はなかったものであり、初審命令の指摘するような重要な論点にはなっていなかった」旨主張する。

しかしながら、初審第3の4(7)(前記第3の6)認定のとおり、旧モリタがエコノスの経常利益の見込みの根拠についての説明を拒否した後、組合等は、旧モリタに対し、「評価額が確定したらエコノスに引き継がれる資産の内容、金額等を見せてくれるのか。」などと述べ、「考える。信用してほしい。」との返答を受け、「新モリタがエコノスの運営に協力すると約束してくれれば安心できる。」としてエコノスの将来を文書で保障することを求めたものであり、上記新モリタ及びエコノスの主張するように、「エコノスの経営が成り立つよう考えてくれれば(エコノスの経常利益の見込みの根拠についての説明はなくても)よい」などとするものではなかった(これらの事実経過は、甲19(15頁)(組合等の作成した「第4回団交報告書」)及び乙

13（旧モリタの作成した「第4回団交議事録」からも裏付けられる。）。

また、上記アに指摘した状況からすると、たとえエコノスの順調な経営が成り立つことが見込まれていたとしても、組合等が本件会社分割の間近に迫った中での団体交渉において、雇用保障の問題から旧モリタに対して、エコノスの将来の経営見込みについてその根拠を含めて詳しい資料の提示、説明等を求めていたことは容易に推測できる。しかも、旧モリタは、エコノスの平成15、16年度の経常利益の具体的な金額を見積もっていたのであるから、その根拠について、組合等の求めに応じ、提示することは十分可能であったといえる。

カ なお、初審第3の4（10）認定のとおり、第4回の団体交渉以降、組合等は本件会社分割を議題とする団体交渉を申し入れていない。しかし、これまでの団体交渉における旧モリタの対応を考慮するならば、組合等が旧モリタにはこれ以上説明する意思はないものと判断しても無理からぬものというべきであり、第4回の団体交渉以降、団体団交申入れをしていないことをもって、直ちに組合等が協議に対する積極性を欠いていたとみるのは相当でない。

## 2 本件救済命令の名あて人について

### (1) 新モリタ

新モリタは、同社には分会の組合員がいなくなったので、労働組合法第7条の使用者には当たらないと主張する。

確かに、下記（2）のとおり全分会員がエコノスに移籍し、平成15年10月1日以降は新モリタにおける組合等の組合員は皆無である。

しかし、労働組合法第7条の「使用者」とは、現実には雇用関係のある使用者に限られるものではなく、移籍等によって雇用関係が形式上切断されている場合においても、雇用関係にあった当時の労働問題に関して

紛争が継続している限りは、労働組合法上の雇用関係が完全に消滅した  
ものとはいえ、不当労働行為によって発生した侵害状態を除去、是正  
して正常な労使関係を回復すべき地位にあるので、なお同条にいう使用  
者に当たることになる。

そして、本件各不当労働行為をしたのは旧モリタ（法人格としては新  
モリタと同一である。）であり、その当時分会員は旧モリタの従業員と  
してエコノス事業部門に勤務していたのであるから、本件不当労働行為  
に関して新モリタが使用者に当たることは明白であって、本件救済命令  
の名あて人とするに何ら問題はない。もっとも、新モリタに組合等  
の組合員がいないことは、救済方法を決定するに当たっては当然考慮す  
べきものである。

新モリタの上記主張は理由がなく採用できない。

## （２）エコノス

初審第３の４（８）（前記第３の７）及び（１２）（前記第３の８）認  
定のとおり、本件会社分割により、旧モリタのエコノス事業部門に関する  
営業に従事していた旧モリタの従業員との間の労働契約がエコノスに承継  
され、分会員全員は同営業に従事していたので、平成１５年１０月１日に  
エコノスに移籍している。そして、初審第３の１（１）、３（７）、３（８）  
及び４（１２）（前記第３の８）認定の事実関係からすると、組合等は、  
八尾工場内で組合事務所等の貸与を求めているものであり、また、その施  
設を管理する権限はエコノスにあるものと認められる。

そうすると、エコノスは、組合事務所等の貸与に係る本件不当労働行為  
に関しては、使用者として、その侵害状態を除去、是正して正常な労使関  
係を回復すべき地位にあるものと認めるのが相当であるから、本件救済命  
令の名あて人たり得るといふべきである。

## ３ 救済方法

- (1) 新モリタに対しては、組合事務所等の貸与及び上記団体交渉に関し、主文記載のとおり文書手交を命じるのが相当である。
- (2) エコノスに対しては、組合事務所等の貸与に関する誠実な協議及び貸与を命じるのが相当である。しかし、本件会社分割を議題とする団体交渉に関しては、その名あて人たる立場にないから、その是正を命じることはできない。

以上によれば、エコノスの本件再審査申立てのうち初審命令主文第2項に係る部分には理由があるが、新モリタの本件再審査申立て及びエコノスのその余の本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、第27条の17及び第27条の12並びに労働委員会規則第55条の規定に基づき、主文のとおり命令する。

平成19年6月6日

中央労働委員会

第三部会長 赤塚信雄 ㊟